

第 2 号 (平成 2 5 年 9 月 3 0 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

平成25年9月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成25年9月30日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年9月30日午前 9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成25年9月30日午前11時45分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	岩田	剛	7番	古川	昭義
----	----	---	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村喜代一	議会書記	乾 浩朗
議会書記	寺井 佳孝		

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
-----	-------	-------	-------

教 育 長 松 田 定
 理事兼保健医療課長事務取扱 加賀山 睦
 理事兼上下水道課長事務取扱 松山 正伸
 会 計 管 理 者 ・ 藤 林 学
 会 計 課 長 兼 務
 企 画 財 政 課 長 脇 本 和 弘
 住 民 福 祉 課 長 嶋 田 昌 弘
 保健センター所長・ 奥 山 英 高
 地域包括支援センター所長兼務
 産 業 環 境 課 長 宮 崎 光
 学 校 教 育 課 長 小 川 淳 一
 学校給食センター所長 藤 崎 裕 司

理事兼総務課長事務取扱 西 島 栄 治
 理事兼建設課長事務取扱 中 村 秀 一
 理事兼同和・人権政策課長事務取扱 西 島 楠 博
 教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務 池 田 清 隆
 自然休養村管理センター館長兼務
 税 務 課 長 中 島 一 也
 高 齢 福 祉 課 長 花 木 秀 章
 建 設 課 参 事 畑 中 智 博
 いづみ人権交流センター所長・ 山 口 敏 彦
 いづみ児童館長兼務
 社 会 教 育 課 長 ・ 木 村 坂 次
 図 書 館 長 兼 務

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成25年9月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成25年9月30日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第30号 井手町玉川の水質保全条例制定の件
- 第3 議案第31号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第32号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第44号 平成25年度井手町一般会計補正予算（第3回）
- 第6 平成24年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第7 議案第38号 平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第8 議案第39号 平成24年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第9 議案第40号 平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第10 平成24年度城南土地開発公社決算に関する報告書について
- 第11 発議第1号 道州制導入に反対する意見書
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日、町長より、議案第44号として、平成25年度井手町一般会計補正
予算（第3回）が当日の追加提案として提出されております。また、木村武
壽議員より、発議第1号、道州制導入に反対する意見書もあわせて提出され
ておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として
組み入れておきましたので、よろしくご審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成25
年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、岩田 剛
議員、7番、古川昭義議員を指名します。

日程第2、議案第30号、井手町玉川の水質保全条例制定の件を議題とし
ます。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木田鈴美産業厚生常任委員長。

3番（木田鈴美） 3番、木田です。

それでは、ただいま議題となっております議案第30号、井手町玉川の水
質保全条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過
並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月25日に招集いたしまして、委員定数5名で全員出席の
もと、町長並びに関係者の出席のもと、慎重かつ熱心に審査が行われました。
その質疑、答弁の中から、主な内容につきましてご報告いたします。

なお、条例制定の件についての説明につきましては、9月20日の本会議
において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

質疑につきましては、まず、この条例を定める目的と概要について説明を
いただきたいとの質疑に対し、目的につきましては、玉川が平成の名水百選
に選ばれ、蛍生息、カジカガエルの復元、さらには農業用水として使用され
ることなど、水質保全の観点からこの条例を制定するものであります。また、

概要につきましては、玉川の流域において事業を実施する事業者に対して、関係法令に基づき適正に排出を処理することを求めており、公共下水道計画区域外において玉川に排水を流すことになることから、玉川に関係する団体に対して、適切に処理された水が排出できることを説明し、同意を得た後、町の承認を受け、事業に着手することを定めた条例であるとの答弁がありました。

次に、この条例の内容で里山の景観を守ることにつながるかとの質問に対しては、この条例により玉川の水質や環境を守ることが、里山の景観を次世代に引き継いでいけるものであるとの答弁がありました。

次に、事業の承認を得ずに排水処理もしないで流しているような事業者に対し、この条例で指導ができるのかとの質問に対し、この条例を提案することに当たり、関係法令を所管いたします京都府北保健所と、条例の位置づけ、運用について十分協議をしていただいたところであり、ご指摘の事業者に気づいた場合、動きがあったときには、保健所並びに関係機関と連携をとりながら、法律、条例に基づき指導するものでありますとの答弁がありました。

次に、この条例では事業者を対象にしているが、一般の住居には説明会や同意は必要でないのかとの質問に対し、一般家庭からは廃液や汚染水が玉川に大量に流れるのを想定しておらず、説明会と同意については考えていないとの答弁がありました。

次に、第6条の説明会の開催と同意を必要とする対象団体はどのような考えで決められたのかとの質問に対し、玉川の水を農業用水として利用されている六つの水利組合、玉川に関連する四つの環境保全団体に、排水処理施設を設置する事業者は説明会を開催し同意を得るものであるとの答弁がありました。

次に、第5条4項の「必要な範囲において、条件を付し、承認することができる」とはどのような条件であるのかとの質問に対し、特に予定しているものではありませんが、京都府等の専門的な意見を聞く中で、必要に応じて条件を付することが必要である場合を想定しているとの答弁がありました。

次に、条例に違反する事業者に対し、どのようなペナルティーを課すのかとの質問に対し、第7条においては町は必要な措置を講ずるように事業者に勧告できるほか、勧告に従わない事業者に対し、氏名と勧告内容を公表することとしていますとの答弁がありました。

そのほか、条例制定全般について熱心に質疑が行われました。

次に、討論につきましては、ありませんでした。

次に、採決を行いました結果、議案第30号、井手町玉川の水質保全条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決するものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

議長（村田忠文）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより議案第30号、井手町玉川の水質保全条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文）　挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第31号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　中島税務課長。

税務課長（中島一也）

（議案第31号を朗読説明）

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) ページ数で言いまして5ページですけれども、5ページの第46条の5というところの改正は、これまで年金所得の方の税金の徴収方法として、年の前半と後半とで額がかなり差が出るということがあったわけですね。それを平準化とおっしゃいましたから、大体同じように年間を通じて徴収されるということですが、平準化しても、一部どうしても差額が生じるところがあると思うんですけど、1円単位で平準化というわけにはいかないと思うんですが、若干その差額が出る場所はどこで徴収されるのかということが一つ。それは当然の改正というか、この平準化というのは、年金所得の方にとってはありがたいことだというふうに考えるわけですけどもね。

次にお聞きしたいのは、6ページ以降で、「配当所得」という言葉が「配当所得等」に変わっている、あるいは、株式の関係でいっても、株式を一般株式と特定株式とに分けて考えることになったから条文が変わったというような説明がいろいろあったんですけども、配当所得等の「等」の中に含まれるものはどういうものなのか。これまでも金融商品の所得については優遇があったわけですが、それを今回これ拡大されると思うんです、等がつくということで。どういうものが新たに今回対象になるのか、それから井手町でいうたら、先ほど公社債等の利子、分離課税にするとおっしゃいましたが、公社債等の利子で個人の住民税を納めておられる方というのが一体何人ぐらいあるのか、現状でいうて、わかればお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中島税務課長。

税務課長(中島一也) 谷田議員のご質問にお答えします。

まず1点目、個人住民税の年金所得者に係る特別徴収の制度の見直しについてのご質問でございます。平準化を図っても差額が出るというところで、どこで調整するかという質問でありますけども、現在のところは、前年度の2月に徴収した額を仮徴収として4月、6月、8月で同じ額、2月の額と同じ額を4月、6月、8月で徴収しているのが仮徴収制度です。6月に正式に賦課決定をした額を、仮徴収を除いた額を10月、12月、2月で残り分として徴収するわけなんですけども、仮徴収額は前年度の税額、2月の額をベ

ースにしておりますので、前年度の課税額と当該年度の課税額に開きがあった場合、大きな差が出てしまうという現状の制度でございます。それについて、2月の額で仮徴収していたものを、前年度の課税額、年税額全体の2分の1相当額を4月、6月、8月、この3回で分けて徴収することで、現在より平準化が図れるのではないかという制度の改正でございます。調整につきましては、残りの10月、12月、2月の徴収で均等に割って徴収するものでございます。

次に、配当所得等の「等」がどういうものであるかというご質問でございます。配当所得等の「等」に含まれる部分につきましては、国債とか地方債、外国国債等の利子が今回課税の対象に、分離課税の申告課税の対象に加わったことによるものでございます。

株式で一般と特定の違いでありますけれども、一般株式とは上場されていないものでございまして、特定株式とは証券取引所で売買ができる、上場されている株式のことを指します。

次に、井手町で公社債等の利子は何人ぐらいおられるかということについては、公社債等の利子について正確に分析するというのはなかなか難しいことではあります。25年度の当初課税ベースにおいては十数名ではないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 反対の立場で討論を行います。11番、谷田です。

ただいま議案になっております第31号の井手町税条例の一部改正条例ですけれども、今回は金融所得課税を一体化するという国の法令改正に基づくもので、損益の通算範囲が、今までは上場株式等の配当や譲渡所得ということになっていたわけですが、平成28年から公社債等、債権等の利子益、譲渡所得にも拡大を行うということで、多様な金融商品に投資しやすい環境

を整えるということで、多くの金融資産を保有するほんの一部の資産家や富裕層に税制面の恩恵を与えようとするもので、住民の間の格差の拡大につながるものであると考えますので、反対をいたします。

議長（村田忠文） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これより議案第31号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第32号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 加賀山保健医療課長。

理事（加賀山睦）

（議案第32号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 中身は町税と同じようなことかと思うんですけども、町税の方で、個人住民税の方で、公社債等の利子で税金を払っている人は十数名かという話がありましたので、そこから、その中で国保の加入者ということになれば、さらに少ないだろうと思われるんですけども、大体この今回の「配当」が「配当等」になったりすること、「株式」が「株式等」になったりすることで、新たな適用になる人が井手町で何人ぐらいおられるのか、国保の場合、わかれば。明らか、住民税よりは少ないのかと。

それが1点と、4ページですけど、4ページの後半の方に、項の繰り上げ

で条文整備という説明があったんですけども、右側の12項が公的年金等に
係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例ですよ。それが9項になるん
ですよ。その後、旧の12項の方は条約適用利子等に係る国民健康保険税
の課税の特例なのに、新しい方の繰り上がった条文の方は、条約適用配当等
に係る国民健康保険税の課税の特例になっていて、文言が1字でも変わった
ら下線を引いてあるじゃないですか。そういうのがないんですけど、これ、
利子と書くべきところを配当というふうに、書き間違いではないのか確認を
したいのですが。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山保健医療課長。

理事(加賀山睦) まず1点目の、先ほど地方税法の改正の、公社債で国保
に該当する人が現段階でというお話なんですけど、現段階ではどれだけ国保に
該当するかはつかんでおりませんが、国保の場合は、28年のこの税法の改
正で29年度からの賦課になりますので、あと四、五年の状況が経過するわ
けでして、現段階では少なくとも10名以下という、議員の言われるように
当然なるかと考えております。

4ページの条約適用利子等につきましては、ちょっと確認していますので、
ちょっと時間をいただきたいと考えております。

議長(村田忠文) ほかに質疑はありませんか。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開します。

答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山課長。

理事(加賀山睦) 先ほど、4ページの12項の利子等が、こちらでは新旧
の旧が利子で新が配当という谷田議員の指摘の件でございますが、確認いた
しましたところ、こちらの記入の誤りでありまして、大変申しわけございま
せんでした。配当が誤りでありまして、利子が正しいということで、大変申
しわけございませんでした。

議長(村田忠文) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) だから、新しい方の間違いですから、議案の条文を、
配当というのを削って利子に直すんですね。それをちょっと確実にお願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 加賀山課長。

理事(加賀山睦) 新旧対照表の新旧とも利子であります。新の9項の「配
当等」を「利子等」に訂正願いたいと思います。

議長(村田忠文) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより議案第32号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
制定の件を採決します。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手多数です。したがって、議案第32号は原案のと
おり可決されました。

日程第5、議案第44号、平成25年度井手町一般会計補正予算(第3回)
を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第44号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 台風18号で生じた災害を緊急に対応していただくということで大変結構なんですけれども、地図がついていませぬので、どこのかということをお教えいただきたいんですが、片原山林道というのは、この間、全員協議会で説明があったときには、ナンバー1から4まで4カ所災害が出たという説明があったと思うんですけども、そのうちの全部をこれでやれるのか、どの場所のことなのか。それと、町道15-00号線等とありますけど、この間の説明の被災箇所図の中では町道15号というのはいないんですけれども、どこの場所なのか。等ですから、あとほかにもどこがあるのか、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 宮崎産業環境課長。

産業環境課長(宮崎 光) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

片原山林道の関係でございますけれども、この件につきましては3カ所を予定いたしております。場所につきましては、大正池のところから西側に行ったところの2カ所でございます。あと1カ所につきましては、有王林道の関係でございますけれども、崩落している場所がございますので、その1カ所を予定いたしております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 2点目の谷田議員のご質問にお答えします。

町道15号線と申しますのは、フルーツラインから万灯呂山並びに龍王の滝への分岐点までの間でございます、図面表示させていただいていると思います。

以上です。

議長(村田忠文) 等というのは1カ所だけ。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 等の表示でございますが、町道号線、代表が一番若い番号を使っております。先日提出させてもらった位置図でございます。若干、

その後1カ所災害が出てきまして、箇所数は16カ所で一緒なんですけど、一つは図面表示させていただいております多賀谷川というのがありまして、全員協議会的时候でも報告させていただきましたが、道路と一緒に横に流れている川ということで、それを道路災として査定申請を受けようということでもあります。追加になった1件につきましては、玉川べりから弥勒菩薩へ行く道路がありまして、椿坂の駐車場から弥勒菩薩側へ約100メートル行ったところの路肩が崩壊しているということで、箇所数については変更はございませんが、その箇所を追加で測量を予定しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) そうしますと、今回、町道の崩壊したところとか林道とか、全部対象として挙がっているということですか。今、片原山1、2、3、4とあったけどどこやと言ったら、西側の2カ所と有王林道やと言われたから、片原山については残る、今回書かれないところもあるということですか。ちょっと全容を教えてもらいたいのと、それと、中学校の体育館のパネルが落ちた件ですけど、これは緊急に災害復旧でやれないのかということです。

議長(村田忠文) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 宮崎産業環境課長。

産業環境課長(宮崎 光) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

当初ですけれども、前回の9月20日的时候には4カ所という形でご説明させていただいておりますが、今回、1カ所については大きな災害ではないということで3カ所にさせていただいております。

以上です。

議長(村田忠文) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 池田教育次長。

教育次長(池田清隆) 中学校の体育館の関係でございますが、今現在、京都府の学校関係と協議中ですので、早急に対応できるよう、今協議を行っているところでございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより議案第44号、平成25年度井手町一般会計補正予算（第3回）を採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第6、平成24年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等についてであります。

監査委員から、平成24年度井手町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について、平成24年度井手町水道事業会計の審査意見について、平成24年度財政健全化審査意見書、平成24年度多賀地区簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成24年度公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書、平成24年度水道事業会計経営健全化審査意見書が提出されています。

岩田監査委員、審査意見書の内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岩田監査委員。

5番（岩田 剛） 岩田です。決算審査意見書についての補足説明をさせていただきます。さきに提出させていただいております審査意見書について、補足説明させていただきます。

去る8月28日から9月4日にわたりまして、杉山監査委員長ともども、平成24年度決算審査を実施いたしました。審査に当たりましては、町長から提出されました決算書類につきまして、計算に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法ではないかを検証するため、関係

諸帳簿及び証書類との照合、あわせて関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを慎重に審査を実施いたしました。

町長から提出されました決算書に基づき、歳入歳出関係諸帳簿及び証書類を照合審査しました結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金につきましては、おのおの抽出によりまして調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿などを照合検査しました結果、計数はいずれも正確であると認められました。平成24年度につきましても、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応し、その目標達成に向けて着実に重要な諸施策を展開されてきたところでありまして、高く評価するものであります。

我が国の経済動向につきましては、平成25年8月の月例経済報告では、先行きについては輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現する中で、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。前月と比較し、雇用情勢は改善し、個人消費についても持ち直している。物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつあるとしておりまして、景気回復が期待されるところであります。しかし、本町のように自主財源の乏しい自治体では、今後とも財政運営を経済的、効率的かつ合理的に行う必要があると考えます。

さて、このたび平成24年度決算審査に当たり、収入未済額への対応をどのように行っているかを重点項目といたしました。町税の収入未済額は依然として多額な状況になっております。新規滞納者の減少を基本とし、京都地方税機構との連携を強め、引き続き収入未済額の削減に、なお一層努力していただきたいと思っております。

また、町税に係る不納欠損処分につきましても、関係法令にのっとり適切に処理されているものと認められましたが、今後の処分に当たっても、徹底した調査の上、税負担の公平性に鑑み、厳正に対処していただきたいと思っております。そのほか、住宅使用料や保育料の収入未済額については、納付指導の実施など、さまざまな収納対策に取り組んでいるものの、依然として多額な状況となっております。公平性の観点からも、滞納整理に取り組むことはもとより、新規滞納者に対しては、早期に接触を図り適切な納付指導を行うな

ど、今後も収入未済額削減に向け、なお、より一層努力をお願いいたします。

他方、歳出におきましても、扶助費などの義務的経費は引き続き増加する中で、限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため、施策の緊急度、重要度や経済性、効率性、有効性を判断され、特に、中学生夢・未来支援国際交流基金、社会福祉基金への積み立て、公共施設バリアフリーの整備、身近な歴史的施設周辺の道路空間整備、河川、下排水路、道路など暮らしの周辺整備、保育料3人目無料化等の、あすを担う子供たちのための子育て支援対策、災害に強い安心・安全のまちづくりのため消防車庫整備、防災空地整備など、評価すべきところは随所で見られるところであります。

次に、町道22号線道路改良工事、野外活動センター管理棟塗装工事、泉ヶ丘中学校本校舎トイレ改修、玉水区消防車庫等整備工事等、いずれも設計書に基づき適正に工事が行われております。

また、特別会計及び多賀財産区におきましても、経費削減の努力の跡が見受けられ、いずれも黒字決算でありました。国保の被保険者については無職の方や高齢者が多く、保険税の負担能力が低い一方で医療費が高い傾向にありまして、国保財政は危機的な状況にあります。そのため、国保会計につきましても、本町のような小さな自治体単独での運営は限界に来ているように思われます。今後は、国保広域化に向けての協議が重要になってくると思われれます。

また、引き続き特定健診の受診率向上を図り、国保の医療費削減に向けた取り組み、また、収入未済額対策についても、京都地方税機構へきめ細やかな情報提供を行うなど、より連携を強め、対策をお願いしたいと思います。

上下水道事業関連では、有収率、水洗化率の向上など、健全な経営に努めていただくとともに、今後も安心・安全な水道水の確保のため、水道事業の健全な経営に努めていただくとともに、負担の公平性の確保という面からも、収入未済額の削減に努めていただきたいと思います。

地方分権が進展する中で、複雑多様化する住民ニーズに対応し、住民から信頼される町政運営を実現するためには、職員一人一人が厳しい行財政環境を自覚するとともに、職員の持つ能力を最大限発揮できる人材活用や意識改革、法令遵守の徹底に努めていただきたいと思います。

今後、住民、議会、行政がともに協力し合い、町の将来像であります「住

んでみたい、住み続けたいまち」の実現のため取り組まれることを期待する
ものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（村田忠文） 岩田監査委員、どうもご苦労さまでした。

これをもって、監査委員の報告を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 13 分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第 7、議案第 38 号、平成 24 年度井手町一般会計、特別会計
「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水
道」歳入歳出決算認定の件から、日程第 9、議案第 40 号、平成 24 年度井
手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの 3 件を一括議題としま
す。

最初に、議案第 38 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（議案第 38 号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第 39 号について、提出者から提案理由の説
明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第 39 号を朗読説明）

議長（村田忠文） 次に、議案第 40 号について、提出者から提案理由の説
明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 脇本企画財政課長。

企画財政課長（脇本和弘）

（議案第 40 号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本3件については、監査委員の岩田剛議員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号、平成24年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、議案第40号、平成24年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件については、監査委員の岩田剛議員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第3項の規定により、西島寛道議員、木田鈴美議員、岡田久雄議員、古川昭義議員、村田忠文議員、丸山久志議員、中坊陽議員、谷田操議員、木村武壽議員、以上9名を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思えます。休憩中に決算特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選をお願いします。なお、その結果をご報告願います。

それでは暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には古川昭義議員と決定いたしました。

次に、日程第10、平成24年度城南土地開発公社決算に関する報告書についてであります。なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会も承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、説明を受けるにとどめたいと思います。

提出者より説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(日程第10を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提出者からの説明を終わります。

次に、日程第11、発議第1号、道州制導入に反対する意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村武壽議員。

12番(木村武壽) 12番、木村です。

朗読をもちまして、道州制導入に反対する意見書を提出いたします。

発議第1号、提出者、井手町議会議員、木村武壽。

賛成者、井手町議会議員、木田鈴美。

賛成者、井手町議会議員、丸山久志。

道州制導入に反対する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

道州制導入に反対する意見書。

全国町村議会議長会では、本年4月15日に、「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出

の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで住民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、地域の特性を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。にもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々井手町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月30日。

衆議院議長、伊吹文明殿。

参議院議長、山崎正昭殿。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。

副総理大臣、麻生太郎殿。

内閣官房長官、菅義偉殿。

総務大臣、新藤義孝殿。

京都府井手町議会。

以上でございます。

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） それでは、賛成討論をさせていただきます。

私は、発議第1号、道州制導入に反対する意見書に対し、賛成の立場で討論を行います。

道州制は、まさに国のあり方を根底から見直し、これまでの中央集権的な日本の統治機構のあり方を根本から改める改革であります。これまで自由民主党や公明党において、道州制への移行を目指し取り組まれてきたところがありますが、明治維新以来の国の統治の形の変革ですから、この課題については、国と地方の役割や基礎自治体のあり方など、国民的視点で慎重に議論していくことが最重要と考えます。

自民党道州制推進本部役員と全国市町村会、全国町村議会議長会との意見交換が5月15日に開催されています。本意見交換会において、本町の汐見町長、全国町村会財政委員長も、道州制についてさまざまな問題が指摘されているにもかかわらず、なぜこの時期に法案を提出しようとしているのか全く理解できないとし、議論あってしかるべきだが、道州制導入ありきでの法案の提出はもう一度考え直すべきだとの意見を述べられています。

また、京都府では、山田知事のもとに、府と市町村代表、学識者による研究会の初会合が8月6日に開催されました。制度の詳細が不透明な中、道州制の利点や問題点を議論されるとともに、道州制を導入した場合のシミュレーションを行い、年内に中間取りまとめを目指すとされています。

このような中、国においては、早ければ10月召集予定の臨時国会で制度導入に向けた法案を提出することも検討されているようですが、住民に最も身近な行政を担う基礎自治体であることから、まだまだ議論が必要なのではないのでしょうか。何よりも、拙速な道州制の導入は避けるべき課題と判断します。

よって、私は、今回提案されている道州制導入に反対する意見書に賛成するものであります。議員各位のご賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これですべての討論を終わります。

これより発議第1号、道州制導入に反対する意見書を採決します。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第13、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成25年9月井手町議会定例会を閉会します。

今期定例会は、9月20日から本日までの11日間という忙しい会期でありましたが、重要な事件を審査していただき、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。厚くお礼申し上げます。

さて、ようやく朝晩秋の気配が感じられるようになりましたが、まだまだ残暑の厳しい日が続くようです。どうかお体をご自愛いただき、議員活動にご精励いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、行政におかれましては、今会期中に開陳されました意見や要望等を町政施行に反映していただきますよう要望し、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はご苦勞さまでございました。

閉会 午前 11 時 45 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 岩 田 剛

署名議員 古 川 昭 義